

麻布地区総合支所まちづくり課

議案第62号 指定管理者の指定について（港区立狸穴公園等）

1 施設名称等

(1) 公園

No.	施設名	所在地
1	狸穴公園	港区麻布狸穴町63番地
2	本村公園	港区南麻布三丁目4番9号
3	有栖川宮記念公園	港区南麻布五丁目7番29号
4	筭公園	港区西麻布三丁目12番1号
5	三河台公園	港区六本木四丁目2番27号
6	さくら坂公園	港区六本木六丁目16番46号
7	六本木西公園	港区六本木七丁目17番8号
8	飯倉公園	港区東麻布一丁目21番8号
9	網代公園	港区麻布十番二丁目15番1号
10	新広尾公園	港区麻布十番四丁目5番1号

(2) 児童遊園

No.	施設名	所在地
1	絶江児童遊園	港区南麻布二丁目9番22号
2	南麻布一丁目児童遊園	港区南麻布一丁目7番29号
3	南麻布新堀児童遊園	港区南麻布二丁目2番8号
4	宮村児童遊園	港区元麻布二丁目6番2号
5	古川橋児童遊園	港区南麻布二丁目15番11号
6	広尾児童遊園	港区南麻布五丁目16番15号
7	六本木三丁目児童遊園	港区六本木三丁目15番25号
8	筭児童遊園	港区西麻布二丁目1番2号
9	西麻布二丁目児童遊園	港区西麻布二丁目18番9号
10	中ノ橋児童遊園	港区東麻布一丁目30番1号
11	飯倉雁木坂児童遊園	港区麻布台一丁目9番14号
12	東麻布児童遊園	港区東麻布一丁目2番1号

2 事業者選定の経過

麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考委員会で1事業者を選考した後、港区指定管理者選定委員会の審議を経て指定管理者候補者を決定しました。

(1) 麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考委員会

	氏名	役職等
委員長	前田 博	日本家庭園芸普及協会 専務理事
副委員長	富田 慎二	麻布地区総合支所長
委員	荒井 歩	東京農業大学教授
委員	齋藤 啓子	武蔵野美術大学教授
委員	坂本 亮	日本会計士協会東京会港会副会長 公認会計士・税理士
委員	成清 勝博	赤坂地区総合支所まちづくり課長
委員	杉谷 章二	街づくり支援部土木課長

(2) 選考委員会の開催状況

回数	開催年月日	審議内容
第1回	令和3年4月9日(金)	委員委嘱について 委員長選出について 公募要項について 選考基準及び採点方法について
第2回	令和3年6月21日(月)	財務状況等分析結果について 第一次審査(書類審査) 第一次審査通過者の決定について 第二次審査について
第3回	令和3年7月5日(月)	第二次審査(プレゼンテーション 及びヒアリング) 第二次審査に関する評価について 指定管理者候補者の決定について

(3) 港区指定管理者選定委員会

令和3年7月29日(木)に開催された港区指定管理者選定委員会にて、麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考委員会で選考された事業者が、指定管理者候補者として選定されました。

3 選定された事業者

名 称	アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ
代 表 者	株式会社日比谷アメニス 代表取締役 伊藤幸男
所 在 地	東京都港区三田四丁目7番27号 株式会社日比谷アメニス内

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

5 選定の理由

- (1) 地区内の公園・児童遊園の状況を個々に把握し、特性や特徴を生かした管理の方針が設定され、共通する項目においては地区内での水準が統一されるように運営方針を設定しているところが評価できます。
- (2) こもれびの森プロジェクトやそれぞれの公園をつなぐネットワーク型のイベント等の魅力的な提案及び複数の公園を効果的に管理運営するメリットも発揮されている点が評価できます。
- (3) QRコードを用いたオンライン形式のアンケートなど色々な方法で利用者の意見を取り入れようということが提案されている点が評価できます。
- (4) 災害発生時における態勢と行動計画では、緊急時対応マニュアルに基づき、炊き出しの支援や避難所への誘導及び保有車両を生かした支援など具体的な提案があり評価できます。

6 今後のスケジュール(予定)

令和4年4月1日 指定された指定管理者による管理開始

麻布地区港区立公園・児童遊園
指定管理者候補者選考委員会
報 告 書

令和3年7月5日

麻布地区港区立公園・児童遊園
指定管理者候補者選考委員会

目 次

はじめに	1
I 選考した指定管理者候補者について	2
II 選考経過について	4
III 選考対象者について	7
IV 選考結果について	7
V 最終選考結果について	9

はじめに

本報告書は、麻布地区港区立公園・児童遊園の指定管理者候補者を選考するにあたり、「麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考委員会」における審査の経過並びに結果について報告するものです。

港区が定めた「港区指定管理者制度運用指針」では、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用することにより、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスの提供が可能となる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を進めるとしています。

「麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考委員会」は、このような視点を踏まえた上で、区民に身近な公園・児童遊園としての魅力を向上させ、効率的・効果的に区民サービスを提供することができる候補者の選考を行いました。

審査にあたっては、常に厳正さと公正さを確保するとともに、委員会として委員の総意の下に結論を導き出すよう努めました。

麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者の公募では、1事業者から応募があり、選考を実施しました。

応募事業者が1事業者ではありましたが、公園・児童遊園について、民間事業者等が持つノウハウを活用した効率的・効果的な維持管理や魅力を向上させる取組など、将来を見据えた素晴らしい提案をいただくことができ、指定管理者を公募した目的は達成できたものと考えます。

選ばれた事業者には、港区立公園条例及び港区立児童遊園条例に定める目的の達成に向け、指定管理者として十二分に力を発揮されることを強く期待いたします。

令和3年7月5日

麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考委員会
委員長 前田 博

I 選考した指定管理者候補者について

1 指定管理者候補者

名 称	アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ
代表者	株式会社日比谷アメニス 代表取締役 伊藤幸男
所在地	東京都港区三田四丁目7番27号 株式会社日比谷アメニス内

【共同事業体名】 アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ

代表団体	名 称：株式会社日比谷アメニス 代表者：代表取締役 伊藤幸男 所在地：東京都港区三田四丁目7番27号
構成団体	名 称：株式会社ケイミックス 代表者：代表取締役 橋本圭史 所在地：東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
構成団体	名 称：株式会社日比谷花壇 代表者：代表取締役 宮島浩彰 所在地：東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

2 対象施設

(1) 公園

No.	施設名	所在地
1	狸穴公園	港区麻布狸穴町63番地
2	本村公園	港区南麻布三丁目4番9号
3	有栖川宮記念公園	港区南麻布五丁目7番29号
4	筈公園	港区西麻布三丁目12番1号
5	三河台公園	港区六本木四丁目2番27号
6	さくら坂公園	港区六本木六丁目16番46号
7	六本木西公園	港区六本木七丁目17番8号
8	飯倉公園	港区東麻布一丁目21番8号
9	網代公園	港区麻布十番二丁目15番1号
10	新広尾公園	港区麻布十番四丁目5番1号

(2) 児童遊園

No.	施設名	所在地
1	絶江児童遊園	港区南麻布二丁目9番22号

2	南麻布一丁目児童遊園	港区南麻布一丁目7番29号
3	南麻布新堀児童遊園	港区南麻布二丁目2番8号
4	宮村児童遊園	港区元麻布二丁目6番2号
5	古川橋児童遊園	港区南麻布二丁目15番11号
6	広尾児童遊園	港区南麻布五丁目16番15号
7	六本木三丁目児童遊園	港区六本木三丁目15番25号
8	筈児童遊園	港区西麻布二丁目1番2号
9	西麻布二丁目児童遊園	港区西麻布二丁目18番9号
10	中ノ橋児童遊園	港区東麻布一丁目30番1号
11	飯倉雁木坂児童遊園	港区麻布台一丁目9番14号
12	東麻布児童遊園	港区東麻布一丁目2番1号

3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年）

4 選考の理由

- (1) 地区内の公園・児童遊園の状況を個々に把握し、特性や特徴を生かした管理の方針が設定され、共通する項目においては地区内での水準が統一されるように運営方針を設定しているところが評価できます。
- (2) こもれびの森プロジェクトやそれぞれの公園をつなぐネットワーク型のイベント等の魅力的な提案及び複数の公園を効果的に管理運営するメリットも発揮されている点が評価できます。
- (3) QRコードを用いたオンライン形式のアンケートなど色々な方法で利用者の意見を取り入れようということが提案されている点が評価できます。
- (4) 災害発生時における態勢と行動計画では、緊急時対応マニュアルに基づき、炊き出しの支援や避難所への誘導及び保有車両を生かした支援など具体的な提案があり評価できます。

Ⅱ 選考経過について

1 選考の方法

(1) 第一次審査

応募法人から提出された申請書類及び計画書類について、財務関係書類、基本的事項の適格審査、計画書類に対する評価をもとに総合的な審査を行い、第一次審査通過者として1事業者を選考しました。

(2) 第二次審査

第一次審査通過者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、(第一次審査と第二次審査とを併せた) 総合評価により指定管理者候補者を選考しました。

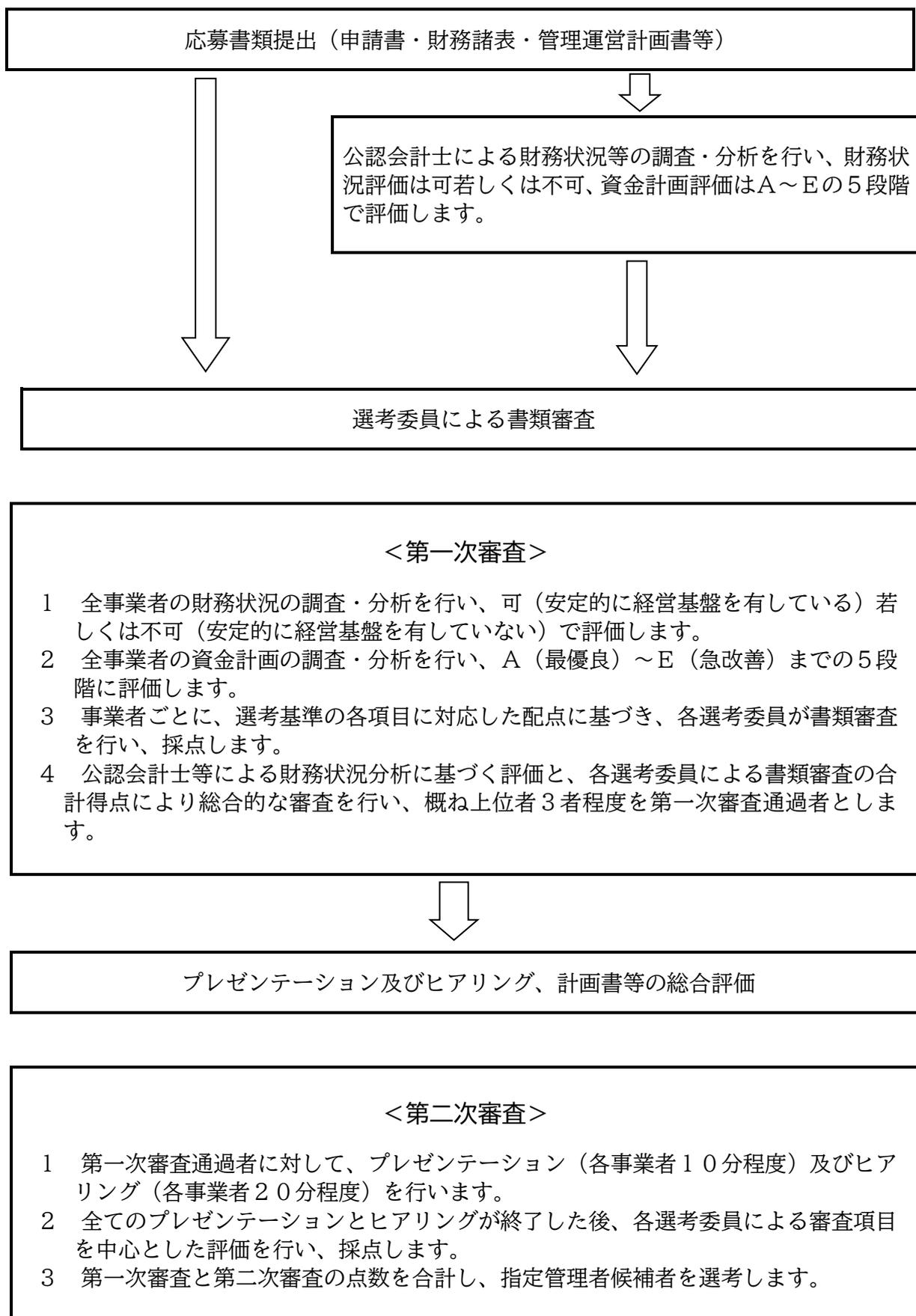
2 選考委員会の構成

委員長	前田 博	公益社団法人 日本家庭園芸普及協会 専務理事
副委員長	富田 慎二	港区麻布地区総合支所長
委員	荒井 歩	東京農業大学 教授
//	齋藤 啓子	武蔵野美術大学 教授
//	坂本 亮	日本会計士協会 東京会 港会 副会長 公認会計士・税理士
//	成清 勝博	港区赤坂地区総合支所まちづくり課長
//	杉谷 章二	港区街づくり支援部土木課長

3 公認会計士

平山 友暁	Cenxus Consulting 株式会社
-------	------------------------

4 選考の進め方



5 選考委員会等の開催状況及び経過

(1) 第1回選考委員会

日 時 令和3年4月9日(金曜日) 午後4時30分～午後5時30分
場 所 芝浦港南地区総合支所 103会議室
議 題 選考委員会の設置
委員の委嘱
委員長選出
公募要項等の決定
選考基準及び採点方法の決定
今後のスケジュールについて

(2) 公募手続き

ア 公募要項説明会 令和3年4月19日(月曜日)
イ 現地見学会 4月19日(月曜日)
ウ 質問書受付 4月13日(火曜日)～4月22日(木曜日)
エ 質問への回答 5月10日(月曜日)
オ 申請書類受付(第一次提出) 5月11日(火曜日)～5月21日(金曜日)
カ 計画書類受付(第二次提出) 5月11日(火曜日)～5月31日(月曜日)

(3) 第2回選考委員会(第一次審査)

日 時 令和3年6月21日(月曜日) 午後4時30分～午後5時30分
場 所 芝浦港南地区総合支所 103会議室
議 題 財務状況等分析結果について
第一次審査(書類審査)
第一次審査通過者の決定について
第二次審査について

(4) 第3回選考委員会(第二次審査)

日 時 令和3年7月5日(月曜日) 午後5時45分～午後6時45分
場 所 芝浦港南地区総合支所 103会議室
議 題 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)
第二次審査に関する評価について
指定管理者候補者の決定について

Ⅲ 選考対象者について

	事業者の名称	所在地
A	アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ 株式会社日比谷アメニス内	東京都港区三田四丁目7番27号
	(代表団体) 株式会社日比谷アメニス	東京都港区三田四丁目7番27号
	(構成団体) 株式会社ケイミックス	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
	(構成団体) 株式会社日比谷花壇	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

Ⅳ 選考結果について

1 第一次審査

(1) 財務状況分析等について

公認会計士による財務状況調査分析等報告書に基づき説明がありました。

ア 財務状況評価

各法人より提出された財務諸表（決算報告）を基に、財務規模、収益性、安全性について、数値及び比率分析等により、安定的に継続して指定管理業務を行うことができるか否か、可若しくは不可の絶対評価を行いました。

イ 資金計画評価

各法人より提出された資金計画書を基に、資金・収支計画の正確性、安全性、収支見込の妥当性、運転資金調達の確実性、事業計画との整合性、経費見積もりの妥当性などについて数値及び比率分析により、A～Eの5段階総合評価を行いました。

(2) 選考基準表に基づく採点

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計による選考を実施しました。

順位	事業者の名称	財務状況 評価	資金計画 評価	合計点数 (1,400点満点)
1	アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ		A	1,074
	(代表団体) 株式会社日比谷アメニス	可		
	(構成団体) 株式会社ケイミックス	可		
	(構成団体) 株式会社日比谷花壇	可		

※ 財務状況評価基準

可（安定的に経営基盤を有している）、不可（安定的に経営基盤を有していない）

※ 資金計画評価基準

A：最優良、B：優良、C：普通、D：要改善、E：急改善

（3）選考経過

各委員が候補者の提案内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ	<ul style="list-style-type: none">・ 現状把握をしっかりとされており、タイプ別の特徴を生かし、共通する視点を定めて運営方針を設定しているところが評価できる。・ こもれびの森プロジェクトやそれぞれの公園をつなぐネットワーク型のイベント等の魅力的な提案及び複数の公園を効果的に管理運営するメリットも発揮されている点が評価できる。

以上の点を総合的に勘案して、上記事業者を第一次審査通過者としました。

2 第二次審査

（1）プレゼンテーション及びヒアリング

第一次審査通過事業者が10分のプレゼンテーションを行った後、管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容に基づき20分のヒアリングを行い、選考基準により審査しました。

（2）採点結果

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計と第一次審査の合計点を合算した総合点数を算出しました。

順位	事業者の名称	総合点数 (2,000点満点)	第一次審査点数 (1,400点満点)	第二次審査点数 (600点満点)
1	アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ	1,530	1,074	456

※第二次審査では、選考委員が1名欠席したため、600点満点となっています。

(3) 選考経過

各委員が第一次審査通過事業者の管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ	<ul style="list-style-type: none">・長い期間指定管理しており、実績はあるが、公園の多様な特性を活かしきれていない。・提案内容に確実性がある。・よく考えられた提案で、新たな取り組みについての説明もわかりやすかった。・これまでの運営実績を考えると、創意工夫について具体的にもう一步踏み出して欲しい。・売店や自動販売機等、ニーズのある提案は評価した。・適切に管理しているのは伝わってきた。

V 最終選考結果について

選考委員会では、選考基準に基づき総合的に評価をしたところ、選考委員会の総意として、「アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ」を麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者として選考します。

関係資料 4

会 議 名	麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考委員会 (第1回)
開 催 日 時	令和3年4月9日(金曜日) 午後4時30分から午後5時30分まで
開 催 場 所	港区役所 芝浦港南地区総合支所 103 会議室
委 員	(出席者) 前田委員長、富田副委員長、荒井委員、齋藤委員、 坂本委員、成清委員、杉谷委員 (欠席者)
事 務 局	麻布地区総合支所まちづくり課 大久保課長、山口係長、近藤係員
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員委嘱 3 委員紹介 4 委員長選出 5 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公募要項(案)について (2) 選考方法及び選考基準(案)について 6 今後のスケジュール 7 閉会
配 付 資 料	<p>[席上配付]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者 選考委員会設置要綱 2 麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者 選考委員会委員名簿 3 麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者公募要項(案) 4 選考の進め方(案) 5 麻布地区港区立公園・児童遊園選考基準・採点表 (一次・二次)(案) 6 麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者公募要項 【様式集】(案) <p>参考資料1 港区指定管理者制度運用指針 参考資料2 港区立公園条例 参考資料3 港区立児童遊園条例 参考資料4 麻布地区港区立公園・児童遊園概要一覧 参考資料5 麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理業務基準書 参考資料6 麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理業務仕様書 参考資料7 麻布地区港区立公園・児童遊園管理区域平面図 参考資料8 麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理業務水準表 参考資料9 麻布地区港区立公園・児童遊園の管理運営方針 ・資料番号対応表</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考スケジュール ・港にぎわい公園づくり基本方針 ・港区の公園
会議の結果及び主要な発言	
事務局 A委員 全委員 委員長 事務局	<p>1 開会・挨拶 (麻布地区総合支所長挨拶)</p> <p>2 委員委嘱 (委嘱状の交付)</p> <p>3 委員の紹介 (自己紹介)</p> <p>4 委員長選出 委員長は要綱第5条第2項の規定により委員の互選により選任します。 前田委員を推薦します。 (異議なし) (就任の挨拶) 副委員長は要綱第5条第3項の規定により富田麻布地区総合支所長となります。</p>
事務局 B委員 事務局	<p>5 議題 (1) 公募要項(案)について (公募要項(案)の説明) 前回、5年前の要項と比べ、新しい記述はありますか。 P6(2)サにて、新型コロナに対応した新しい生活様式を踏まえて、利用者が安全に安心して公園等を利用できるよう工夫した取組について追記しました。また、P3(2)提案事業において、有栖川宮記念公園に特化した提案を求め、提案事業の際はアンケートをとり、その結果を今後の事業に生かすような取組について追加しました。</p>
C委員	<p>この公募要項に記載されていることが審査の基準になっていると思うが、その整合性が図られていれば良いのではないか。</p>
D委員	<p>P6(2)安全安心に関する業務サの新しく付け加えた新型コロナについての記載と、エの震災及び新型インフルエンザが発生した場合の記載の違いは何ですか。</p>
事務局	<p>エは港区の業務継続計画として既に位置付けられているものであり、公</p>

	<p>園のみならず、全庁的に行っている事務事業について決められています。サは公園・児童遊園に特化したものであり、利用者の方がより安全に工夫した取組を今回新たに求めたく記載したものです。</p>
A委員	<p>指定管理業務はより良くしていくものであると思うが、それについて表記を工夫した箇所はありますか。</p>
事務局	<p>P3(2)に提案事業にすべての事業後にアンケートを行い、集計・分析しその結果を区へ報告するとともに、今後の事業に生かすよう追記しています。特に有栖川宮記念公園については、麻布地区の拠点としてさらなる魅力向上なる提案を行うよう、5年前にはなかった文章を追記しています。また、プレーパークについては、5年前にもあった事業ではありますが、継続性を求めて同じ表記を繰り返しています。</p>
A委員	<p>指定管理は同じ業者が続けて管理を行うため、形骸化を気にしています。審査を行う上でも、追加した箇所があれば理解し、審査を行っていきます。</p>
事務局	<p>今回は有栖川宮記念公園の魅力向上をメインとして考えています。それについて今回記載しています。また、これに特化するわけではありませんが、より良い指定管理を行ってもらおうよう、その部分に力を入れていただき、指定管理の形骸化がないよう、良い提案を期待しています。</p>
E委員	<p>P3(2)提案事業に「すべての事業後にアンケートを行い」とありますが、アンケートを取った後の話なのか、それとも今までのアンケートを理解した上で今回提案を行うのですか。</p>
事務局	<p>事務局側としては取った後を想定しています。昨年度、第三者評価を行いました。その評価結果の中で、アンケートは取っているが分析が行われず、次の事業に生かされていない旨の指摘がありました。また、赤坂地区総合支所の構成事業者の中にイベント会社が一者入っていますが、事業を行う毎にアンケートをとり、集計・分析し次の事業に反映させていました。そのため次の指定管理者には、利用者の声を拾い、それを次の事業に生かすような取組をルール化したく、記載しました。</p>
A委員	<p>5年前の要項にはアンケートの記載はなかったのですか。</p>
事務局	<p>要項には今回記載しました。</p>
A委員	<p>赤坂地区総合支所の取組及び第三者評価の意見を踏まえ、新しく記載されたとの理解で良いかと思えます。</p>
E委員	<p>指定管理の指定を受け事業を行っていく中で、アンケートをどのように生かすかの提案や反映方法について、今回の提案書に書き込むという認識で良いのですか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
D委員	<p>有栖川宮記念公園について、今までその特色が生かされてなかった、また、これからどのように生かしてもらいたいのか教えていただきたい。</p>
事務局	<p>参考資料7に有栖川宮記念公園についての記載がありますが、大変大きな公園となっています。中には、都立の中央図書館や多目的に使える広場、児童が遊べる遊具、大きな池があり、憩いの場、休憩の場としても、楽し</p>

	める場所になっている。今までも当然行ってはいるが、更に何ができるか、提案を期待しています。
E委員 事務局	アンケートは公開していますか。 非公開です。
E委員 事務局	提案を期待されているのであれば、アンケートの中身を提示し、今回提案してもらって見てはどうですか。そうすることで、アンケートを踏まえた提案が出てくるように思います。
事務局	アンケートは非公開ですが、工夫しながら情報を提示する等、確認しながら進めていきます。
A委員	全ての事業後にアンケートを行う流れを重視するのであれば、PDCA サイクルについての記載をしてはどうですか。
F委員	様式の中に、アンケート実施の文言と合わせ、PDCA サイクルの提案の記載をしてみてもいいですか。
C委員 事務局	参考資料6「業務仕様書」 P 5 ケには「PDCA サイクルを基本として」と記載がありますが、提案にあたって読み込むと考えられるため、ないと困るぐらいの認識でいいかと思えます。
事務局	PDCA サイクルを意識し、業務を行っていくと考えているため、表現を工夫する等、可能な限り反映させていきます。
委員長	審議事項1 公募要項についてはこの内容で決定します。なお、最終的な文言の調整については、委員長、副委員長に一任ということで進めます。
事務局	(2) 選考方法及び選考基準(案)について (選考方法及び選考基準(案)の説明)
C委員	3(4) 有栖川宮記念公園の魅力向上に関する提案の部分は重要性が高いと認識をしていますが、質問事項がないように見受けられます。どこに記載するのですか。
F委員	公募要項P 3 提案事業の記述と様式集の様式 25 の整合が取れていません。様式等を確認するように。
事務局	確実に合わせるよう対応します。
C委員	アンケートを利用し、より良くしていきたいのであれば、その旨を記載するか説明会にて話をすべきだと思います。
事務局	対応します。
委員長	審議事項2 選考方法及び選考基準について決定します。
	6 今後のスケジュール (今後のスケジュールについて説明)
	7 閉会

会 議 名	麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考委員会 (第2回)
開 催 日 時	令和3年6月21日(月曜日) 午後4時30分から午後5時30分まで
開 催 場 所	港区役所 芝浦港南地区総合支所 103 会議室
委 員	(出席者) 前田委員長、富田副委員長、荒井委員、齋藤委員、 坂本委員、成清委員、杉谷委員 (欠席者)
事 務 局	麻布地区総合支所まちづくり課 大久保課長、山口係長、近藤係員
会 議 次 第	1 開会 2 財務状況等分析結果について 3 議題 (1) 第一次審査通過事業者の決定について (2) 第二次審査について 4 今後のスケジュール 5 閉会
配 付 資 料	[席上配付] 1 財務状況分析等報告書(麻布地区港区立公園・児童遊園) 2 資金計画分析報告書(麻布地区港区立公園・児童遊園) 3 麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考委員会 第一次審査 採点結果集計表 4 麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考委員会 第二次審査 選考基準・採点表 5 麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考委員会 第二次審査方法について 6 麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考委員会 会議録(第1回) 参考資料 1 麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者申請書 類・計画書類
会議の結果及び主要な発言	
	1 開会 (委員長挨拶) 2 財務状況等分析結果について (公認会計士から報告)

公認会計士	<p>財務状況分析については、財務規模、収益性、安全性、資金分析、成長性、リスク要因の6項目を検討し、事業者A1、A2、A3すべての事業者を「可」と評価しました。</p> <p>資金計画分析については、資金・収支計画の正確性・安全性、収支見込みの妥当性、運転資金調達の確実性、事業計画との整合性、経費見積もりの妥当性、人件費水準の妥当性の6項目について検討し、グループAの総合評価を「A」と評価しました。</p>
委員長	<p>ただいまのご説明にご意見ご質問はありますか。</p>
A委員	<p>事務局に確認したいことがあります。事業者A3の業績について、今までは非常によかったが、近年コロナの影響で数字上悪化しています。今回は3事業者で1つのグループを形成しているため問題ないと理解していますが、指定管理の継続中に確認を行うような仕組みはありますか。</p>
事務局	<p>毎年、年度末に1年間の報告を受け、検証シートとしてホームページで公開しています。他にも、5年期間の中間年、3年目に第三者評価を行っています。</p>
委員長	<p>事務局からの説明内容について、何かありますか。それでは、報告内容を財務状況分析、資金・収支計画分析に関する評価といたします。(結論)</p>
	<p>(はいの声あり)</p>
事務局	<p>3 議題 (1) 第一次審査通過事業者の決定について (第一次審査結果について説明)</p>
委員長	<p>事業者から提出された計画書類について、各委員の採点結果について評価したポイント等について講評をお願いします。</p>
B委員	<p>植物の管理に関してももう少し具体的な維持管理を記述して欲しいが、ページ数に限界があるため、ヒアリングで確認したいと思います。様式20、スマートパークという形の地産地消とエネルギー循環の発想は評価できるが、新電力への切り換えが本当に可能なのか確認したいと思います。また生物多様性に関しても、バタフライガーデンやバッタの葉っぱづくりは継続可能か、それを嫌がる方もいるのではないかという印象があり、事業者にどれくらい具体的にできるのかを確認したいと思います。それから、区内の事業者の雇用については、シルバーを雇用していると</p>

C委員	<p>いう傾向が見えたが、事業継続していく中では障害者雇用についても少し考えてもらいたいという観点があります。</p> <p>2－(11)について、色々な方法で利用者の意見を取り入れよう、聞こうということが提案されており、全て行えるようであれば非常に心強いです。2－(14) B委員からもあったとおり、スマートパークは生物多様性の調査やバタフライガーデンについて実際どのような成果が上がっており、今後はどのような試みがあるのかを期待したいところです。2－(16) 福祉団体との連携について書かれているが、これまでの成果、今後はどのようにしたいのか等聞いてみたいです。外国語表記については、この地区に必要とされていることのように思います。今後、他支所と連携し、英語だけでいいのか、公園外でも外国語表記がされているため、それらとの整合性、全般的なところと連携していくべきであると思います。3－(2)(3) 子供の遊びと自然に親しむ環境づくりについて、事業者は自然に親しむ環境づくりに子供についての提案も含めており、子供と自然がうまく分けられない提案のように感じました。また、保育ナチュラリストは、どのような専門家なのか、聞いてみたいです。3－(6) 大使館と学校との連携は、現在、どのぐらいのことをやられていて今後どのように展開するのか気になりました。最後の災害発生時における行動計画、町会との防災訓練があるということで、地震発生後3日間の対応案があると具体的に書いているため、もう少し詳しく知りたいと思いました。</p>
A委員	<p>全体的に感じた印象として、地域・公園の個別の事情を理解し、現状を知った上で提案している印象を受けました。責任者、人員配置も現実的なローテーションになっているように見受けられました。連絡網もしっかりと決めているということで、トラブルがあった際にもスムーズに対応してくれるように感じました。先ほどC委員からもあったとおり、公園の実情をある程度把握されており、地元の方々とのコミュニティーがあるというのは強みになってきます。それをどう生かしていくのか、具体的にどのようなことを、どのようなチームでやっていくのか、色々期待したいところではあります。いずれにしても、材料を上手に使っていただけると、非常に良くなっていくのではないかとこの感覚を覚えました。逆に、数字の面で気になったところがあります。この事業者だけというわけではないが、やはり年々どうしても費用が上がってしまう。これは定期昇給等があるためかと思えます。指定管理は前回の指定管理の予算を見ながら、そこをベースにしていくため、5年目で一番高まったところをベースとして次の5年を構築していくことが繰り返し行われていくと、全体的な予算は年々上がってしまうように思います。人件費が上がるのは仕方なく、経済的にはいいことかと思うが、そういっ</p>

	<p>た面はどうしても出てきます。今回は1事業者しかなく比較ができないが、こういった上昇傾向はどうしても仕組み上仕方がないため、事業者が応募をしやすくなるようにしていく必要があるかと思います。そうしなければ予算が上限なく上がります。そういう危機感を感じました。</p> <p>現状把握をしっかりされており、タイプ別の特徴をしっかり生かし、共通する視点を定めて運営方針を設定しているところが非常にいいと思います。しかしながら、パークマネジメントについては非常に難しい部分があると思います。利用者、地元等との連携、この辺をもう少し示してもらいたい。全体的に非常に安定した提案書のように見えています。5点をつけたところを紹介すると、まず、類似の施設の管理が挙げられます。色々な場所で行われているということで、非常に評価が高い。2－(16) 福祉団体と連携し障害者の雇用を現在行われているため、これも継続して行う旨を謳っている。また、子育て世代、とりわけの女性が働きやすい多様な勤務体系を取り入れられているところも評価したいと思いました。2－(17) に関して、シルバー人材センターに約3000万、しっかり再委託をしているため評価しました。3－(1) 提案事業になるが、この中でホームページのことも書いています。延べユーザー51万というこれまでの実績が、ここに現れているように思います。具体的な取組として、季節の動植物・開花情報等、タイムリーに情報を発信するという提案、また、育児支援・オフィスワーカー・高齢者の健康を増進、これをターゲットに絞った、情報発信されているところも評価できると思います。あとは、公園でのボランティア活動の紹介をする中で、やる気を引き出すという提案の仕方が非常に素晴らしいと思います。3－(5) 身近な公園に愛着を持ってもらうような具体的な提案が示されています。個人ボランティア等と連携し、細かいイベントを企画しているところも評価しました。賑わいに繋がる飲食サービスも、引き続き実施に向けて提案しているところが良いと思います。最後に3－(6) 地域との連携、大使館・学校等について非常に細かく具体的に書かれています。また、地域との防災訓練、これが非常に重要だと認識しています。8年以上の実績があり、非常に安定しているところで問題ないかと思います。</p>
D委員	<p>全体的に地区内の公園・児童遊園の特性をよく把握された上で、こもれびの森プロジェクトやそれぞれの公園をつなぐネットワーク型のイベント等の魅力的なイベント提案がされているように思います。複数の公園をネットワーク型のイベントでつなぐ等、その複数の公園を効果的に管理運営するメリットも発揮されていると思います。また、本社によるサポート体制も非常にしっかりしていると提案書では読み解いています。新しい生活様式というところで、流行が拡大した際にはイベントを</p>

	<p>中止するような提案が書いてあったかと思うが、個人的に少し寂しく感じます。その時々、社会的な情勢、国や都、区の動向、色々なものを総合し、工夫しながら行う視点があってもよいのではないかと思います。提案書の中で不明な部分もあるため、ヒアリング時に聞きたいと思います。例えば2-(17)再委託を予定している業務が書かれています。こもればの森プロジェクトは、メイン業務のようにとらえていたため、再委託内容を聞きたい。4-(3)施設に起因する事故を未然に防止するため破損の有無にかかわらず定期的に交換を行うという記載があるが、どの部材をどのくらいの頻度で交換するのか、この提案書の中では読み解けなかったため、ヒアリング時に確認できればと思います。</p>
F委員	<p>麻布地区の外国人や大使館が多い地域特性をよく捉えていると感じました。管理運営、職員の確保・育成に関して、充実した研修制度が提案されています。また、植物の管理や点検については、樹木の初期診断や高木台帳・作業履歴等、有栖川宮記念公園はエリア区分をして植物の管理する提案がされていると評価しました。事業運営については、広報活動や魅力の発信ということで、ホームページ、パンフレットについては外国人にも対応したようなものを提案しているところが評価できました。一方で、子供の遊びの成長できる環境づくりということで、プレーパークが挙げられています。今までの経験で培ってきたもの、最近のトレンド等もあるかと思うため、もう少し色々な提案が欲しかった。危機管理の部分に関しては、専門業者による一連の点検、ハザードマップ等々を評価しました。災害の発生部分では、緊急対応のマニュアルや地震時の対応、災害復旧等、具体的に提案があり、非常に大事な部分であったため、評価しました。</p>
G委員	<p>パークマネジメントを含めて、地区をタイプ別に分けてという提案があったが、資料を見てもここで終わっている感じがしました。ヒアリング時に確認したいと思います。ただ、今までの延長線で考えているため、非常に地に足がついた計画になっていると感じます。その分、プラスアルファを加えてもらいたい、そんな感想を持っています。また、新しい生活様式ということでコロナの対策に関して書いてあるが、公園の可能性にももう少し踏み込んでもらいたいと感じていますが、今の社会情勢の中だとなかなかそういう議論までいけないようにも思います。</p>
委員長	<p>意見交換を踏まえまして、自身の採点に関して振り返る時間を設けますので変更する場合はお手元の原本に朱書きで修正をお願いします。</p> <p>(はいの声あり)</p>
委員長	<p>それでは、これで第一次審査の評価を決定します。(結論)</p> <p>(はいの声あり)</p>

委員長	<p>一次審査通過者の決定に移ります。</p> <p>最終的な総合計点と財務状況の評価について確認したいと思いますので、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>(第一次審査の結果報告)</p> <p>A事業者は財務状況について「可」の評価となっております、また、総合計点は1,074点で76%の得点を獲得しています。</p>
委員長	<p>一次審査通過事業者は、採点が6割以上の得点を獲得する事業者となっています。このため、麻布地区の応募事業者は、一次通過の要件を満たしているため、第一次審査通過者と決定します。(結論)</p> <p>(はいの声あり)</p>
事務局	<p>(2) 第二次審査について</p> <p>(第二次審査について説明)</p>
委員長	<p>ただいまの説明にご意見ご要望があれば伺います。</p>
F委員	<p>誰が、どのようなプレゼンテーションを行うのか。</p>
事務局	<p>人数は所長を予定している者を含む3人以下を予定しています。ヒアリングの内容は計画書類を補足するイメージであり、新たな提案は不可です。方法はパソコン及びプロジェクターを用いてスクリーンに映し出す方法です。</p>
D委員	<p>1人は所長とのことだが、他の2人はどのような方か。従事する人をお願いすべきだと思います。</p>
委員長	<p>以上のことは、事務局から事業者に連絡願います。他に、質問や要望はありますか。</p>
C委員	<p>子供が遊び成長する環境づくりについて、具体的なプロジェクトが書かれているが、このプレーパークの実現に向けた取り組みは長期的になると思います。区民ボランティアの継続募集だとか、運営主体を区民に移行していくための仕組みづくりというところが、現在どのような試みをしていて、今後5年間でどのようなプランを描いてるのか、長期的な取り組みに向けて具体的に聞きたいと思います。</p>
A委員	<p>進め方について、事業者さんに対し、事前に質問を投げるのか。全部の質問をその場での回答とすると難しい気がします。</p>

事務局	<p>現時点で確実に聞きたい質問は事前に伝え、質問内容を踏まえたプレゼンを行うようにします。但し、当日に新たな質問をすることも可能とします。</p>
B委員	<p>有栖川宮記念公園に特化したようなイメージがあるため、例えば、先ほどの自然に親しめる環境づくり等も全公園で可能なのか、全体的に、どこまで何ができるのか明確にプレゼンいただきたいと思います。</p>
F委員	<p>各委員から事業者への確認・質問が多くなると思われるので、質問時間を調整してはどうですか。 (各委員賛同)</p>
事務局	<p>3地区共通事項となりますので、事務局と委員長にて調整させていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>15分のヒアリングでは難しい部分もあるかと思いますが調整いたします。事務局は、今回の内容をしっかりと伝え、事業者には、要領のいい説明をいただきたく思います。第二次審査の採点方法に関して、了承いただけますか。 (はいの声あり)</p>
委員長	<p>それでは、第二次審査方法について決定します。(結論)</p>
事務局	<p>4 今後のスケジュール (今後のスケジュールについて説明)</p> <p>5 閉会</p>

会 議 名	麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考委員会 (第3回)
開 催 日 時	令和3年7月5日(月曜日) 午後5時45分から午後6時45分まで
開 催 場 所	港区芝浦港南地区総合支所 103会議室
委 員	(出席者) 前田委員長、富田副委員長、荒井委員、齋藤委員、 坂本委員、成清委員 (欠席者) 杉谷委員
事 務 局	麻布地区総合支所まちづくり課 大久保課長、山口係長、近藤係員
会 議 次 第	1 開会 2 第二次審査 (1) プレゼンテーション (2) ヒアリング 3 議題 (1) 第二次審査の評価について (2) 指定管理者候補者の決定について 4 今後のスケジュール 5 閉会
配 付 資 料	[席上配付] 1 麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考委員会 第二次審査 選考基準・採点表 2 麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考委員会 第一次審査・第二次審査 採点結果集計表 3 第二次審査 プレゼンテーションシート 4 麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考委員会 会議録(第2回) 参考資料1 麻布地区公園・児童遊園指定管理 第二次審査 質問項目(案)及び事前確認事項について 参考資料2 麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者 選考スケジュール
会議の結果及び主要な発言	
事務局	1 開会 (委員長挨拶) 本日は、杉谷委員が欠席のため第二次審査の合計点が700点から600 点に総合計点が2,100点から2,000点に変更となります。よろしいでし ょうか。 (はいの声あり)

	<p>2 第二次審査</p> <p>A事業者</p> <p>(1) プレゼンテーション</p> <p>(2) ヒアリング</p>
A委員	<p>2点、質問させてください。1点目、パークミーティングの体制を具体的にご説明いただけたらと思います。2点目、こもればの森プロジェクトやプレーパーク、大使館等の多様な主体を更に連携させて活動を行うような体制や取り組み、アイデアがあれば教えてください。</p>
A事業者	<p>現在、大きく2つのミーティングを持っております。1つはプレーパークに関するパークミーティング、もう1つはボランティアさんを対象にしたパークミーティングとなります。体制といたしましては、プレーパークに関しては所長の私、ボランティア関係に関してはファシリテーターマネージャーの副所長で会を回しています。多様な主体との連携につきましては、今まで指定管理等を通じて多くの方々との連携を図ってきました。そのネットワークを今後も拡充して生かしていきたいと思っています。また地域の方々に、広報物や瓦版、ホームページ、SNSを通じて、発信やネットワークを拡充させていきたいとも思っています。</p>
A委員	<p>パークミーティングについて、主体を組み合わせることにより連携が生まれる、これは指定管理者にお願いするからこそできることのように思います。この様々な主体をつないでいくビジョンは持たれていらっしゃいますか。</p>
A事業者	<p>パークミーティングはその手法の1つであると理解しております。</p>
B委員	<p>プレーパークについて、今後5年間の開催に向けてのプロセス作り、計画がありましたら具体的にお聞かせください。また、防災に対する取組について、地震等が発生した後の3日間の取組を具体的にお願います。</p>
A事業者	<p>今までは参加されるお子さんのご両親にプレーパークの運営に関して声掛けをしておりましたが、主体的に動いてもらうところまでは進めてません。先ほどの内容と重なりますが、様々な方々との繋がりもより深まってきていますので、今後範囲を広げていき、麻布地区のプレーパークに主体的な動きが生まれるように進めていきたいと思っています。地震等が発生した後の3日間の取り組みについては、港区災害対策本部の管理下におかれると認識しています。その中で、広域避難場所に有栖川宮記念公園が指定されていますので、多くの方が押し寄せることが想定されます。避難所が開設されるまでの間、多様なことが起こるかと思えますので、我々事務所を預かるスタッフが事業所でしっかりと備えをできる体制をとりたいと考えております。例えば、食料や水は事務所にて揃え、対処していきます。</p>
B委員	<p>住民の方とのシミュレーションは計画されているのですか。</p>
A事業者	<p>麻布消防署と繋がりががありますので、様々な訓練を含めて、専門家の</p>

C委員	<p>方からお話を伺いながら想定できればいいと思います。</p> <p>受託経費の見積もりについて、経費の算定にあたり実績等々を参考に作られたかと思いますが、コストの削減等、工夫をされたことについてお聞かせください。また、経費の中にある本部経費は、具体的には何名ぐらい、どのような業務にどの程度従事をする予定になっているか教えてください。</p>
A事業者	<p>1点目ですが、現在の管理運営にかかる自社の数字から、今後5年間で上昇する人件費、委託も含めて考えています。工夫した点としては、例えば修繕費が挙げられます。予防保全については優先順位を想定しながら前段でケアを行う等考えております。2点目の本部経費ですが、今回は3社によるコンソーシアムという方法をとらせていただいております。それぞれ考え方は違いますが、例えば我々でしたら、パークアライアンス本部につきましては、兼務も一部ありますが、現在8名体制でやっております。ここでは経理や人事、労務管理を行っており、全体事業費の中で一定割合として計上させて頂くこととなります。</p>
D委員	<p>再委託を予定している業務の中にこもればの森プロジェクト運営支援業務がありますが、専門性が高い部分、再委託する内容を教えてください。また、先ほど予防保全というお話がありましたが、事故を未然に防止するためにどのような部材の交換をどのくらいの頻度で行っていくのか教えてください。</p>
A事業者	<p>こもればの森プロジェクトの再委託内容ですが、子供が自然と触れ合える場所を作るプログラムの企画・運営と、生き物が生息できる環境づくりのための調査を行っています。その調査結果をふまえ、どのような公園づくりを行うかは我々指定管理者で考えています。2点目の予防保全について、具体的には遊具が対象になります。遊具の中で一番事故が起りやすいのがスプリング遊具という金属のスプリングで支えている遊具で、外見上は異常が見られなくても突然破断します。スプリング自体の交換は5年から7年が指針となっていますので、そちらを目安に変えていきます。また、ブランコの鎖は磨耗しやすく、激しく利用されるもののため指針である3年から5年、その前段での取り換えを行います。その他、毎年遊具点検を行っています。</p>
E委員	<p>公園の利用拡大のために売店や自動販売機を配置する提案がありましたが、具体的に教えてください。また、有栖川宮記念公園の他にも網代公園や飯倉公園等、複数の公園がありますが、共同事業体で提案されているメリットを教えてください。</p>
A事業者	<p>売店や自動販売機の設置については今までも区と協議させていただいておりますが、なかなか実現につながっておりません。指定管理者としては繁忙期にキッチンカーを呼ぶ等、利用者サービスの向上に努めたいと思っています。共同事業体のメリットとしては、我々代表企業は公園のハードの維持管理を得意としております。保守点検や修繕、清掃業務</p>

	<p>を得意とする会社、それから広報宣伝、公園のにぎわいづくりを促進している会社、それぞれの得意分野を生かすため、一つの共同事業体とさせていただきます。</p>
E委員	<p>外国の方が多く、イベント等で交流を図っているかと思います。外国の方の要望を把握する手段についてお聞かせください。</p>
A事業者	<p>外国の方のご要望は現状では把握できておりません。次の5年間ではQRコードを使いながらアンケートを回収するため、英語や中国語でも作成し、幅広い声を拾っていただければと考えております。</p>
F委員	<p>有栖川宮記念公園の単独管理から長く麻布地区に関わっていただき、今までの実績を生かした、新しい意味での試みというのを発揮していただく提案もされていますので、よろしく願います。プレーパークは定着までは進んでいないように感じますので、プラスアルファの部分をお示しいただけるとありがたく思います。</p> <p>(ヒアリング終了)</p>
	<p>3 議題</p> <p>(1) 第二次審査の評価について</p>
委員長 事務局	<p>採点集計の結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>第二次審査の評価についてご報告いたします。採点を集計した結果、第二次審査合計点は、600点満点中451点でした。なお、この評価につきましては、この後ご審議いただくなかで、変更していただいても構いません。</p>
委員長	<p>それでは、審議に入ります。プレゼンテーションおよびヒアリングを踏まえ、印象に残った点や評価について講評を各委員からいただき、審議したいと思います。</p>
A委員	<p>長い期間指定管理されており、実績はあると思います。ただ、管理運営方針の「多様な属性・多様な利用形態」という点で、本公園が持っている資源や特性に関する特徴に絞ってプレゼンテーションされていたため評価3としました。指定管理者にお願いするメリットは、現場で接することによる生じる信頼関係を元に、多様な主体をつなげていけることだと思います。今後5年間、そのつながりをより発展させて欲しいという期待があります。外部の方に対するサービスも、大使館とのつながりだけでなく、在住外国人の方も対象ですので、今後の発展を期待します。</p>
B委員	<p>私も同じく、多様な特性があることを生かしきれていないように感じました。A委員が質問していた内容の答えが十分お聞きできず、事業者の役割分担を意識し過ぎているように思いました。多様な方が連携するチャンスを見い出したり、今行っていることをブラッシュアップしたり、様々なことが展開できそうだったため、もう少し期待したいところです。また、安全対策については、3から4でもいいかと感じます。ご説明の中にはありませんでしたが、利用者誘導について具体的に書いており、評価したく感じました。</p>
C委員	<p>私も皆様と同じような感覚を覚えました。やはり実績があるということで、</p>

D委員	<p>提案していること自体は確実であり、しっかりされているという印象でした。ブランコの件は、質問の回答がありましたが、公園の特性に合った提案と対応がされているというような認識を覚えました。ただ一方で、コストの面に関する質問をさせてもらいましたが、今あるもの以上のもの、工夫していることが少し弱いように感じます。費用の件も、実績を踏襲していますが、当然のことかと思えます。一步踏み込んだ工夫をお聞きしたいと思いましたが、そのようなコメントはいただけませんでした。本社の人件費についても質問させていただきましたが、想定通りの回答でした。期待を込めての採点とさせていただきます。</p>
E委員	<p>プレゼンテーションやヒアリングを通じて、よく考えられた提案だと良い印象を受けました。新たな取り組みについての説明も分かりやすかったと思います。地域の特性ということで、外国の方や大使館が多く、日々管理をされている中で必要性を感じているものが随所にちりばめられているように感じました。また、スプリング遊具やブランコの予防保全対策、安全安心の項目を高めにつけました。</p> <p>運営実績がありますので、創意工夫について具体的にもう一步踏み出して欲しいと感じました。一方で、新たに売店や自動販売機等、ニーズのある提案をしていただいたのでそこは評価しました。各事業者の得意分野があり、運営や清掃、にぎわいづくり等がかみ合えば良い管理をしていただけるように思いました。安全対策については具体的に提案いただきました。事業への意欲については一般的な回答でしたので普通という形でつけさせていただきます。</p>
B委員	<p>プレーパークについてお答えいただきましたが、長期的な取組になると思いますので、この 5 年間で最低でもここを実現したいといった取組についても聞ければ良かったと思いました。本当に大変ではあるかと思いますが、5 年間で最低目標のようなものがあればよかったです。</p>
F委員	<p>皆さんと全く同じような感覚で、適切に管理をしているのは間違いないのですが、何かもう一つといったところがなく、もう一步進んだものを見せて欲しいというのを私自身も感じました。</p> <p>ただいまの議論を踏まえまして、評価が変わるということはあるのでしょうか。</p>
B委員	<p>3番の安全対策・危機管理について、3点から4点をお願いします。</p>
委員長	<p>B委員以外の評価はそのままということですので、よろしければ第二次審査の評価を決定ということにしたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>(はいの声あり)</p> <p>それでは、第二次審査の評価を決定します。(結論)</p>
<p>(2) 指定管理者候補者の決定について</p>	

委員長	<p>続きまして、『指定管理者候補者の決定』に移ります。</p> <p>これまでの審査の評価を踏まえて、当委員会としての候補者を選考いたします。それでは、2回の審査の総合計点について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第一次審査及び第二次審査の得点についてご報告いたします。採点を集計した結果、第二次審査の合計点は、600点満点中456点、第一次審査の点数と合計すると、2,000点満点中1,530点でした。</p>
委員長	<p>それでは、審議に入ります。第一次審査や第二次審査にて、各委員より講評いただいていたのですが、追加で評価できる点や期待できる点、気になる点があればコメントとして付け加えたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>特にございませんようでしたら、各委員にいただいた講評を選考理由とさせていただきます。</p> <p>総合点数とただいまの審議を踏まえまして、A事業者を候補者と決定としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(はいの声あり)</p> <p>それでは、A事業者を候補者として決定します。(結論)</p> <p>4 今後のスケジュール (今後のスケジュールについて説明)</p> <p>5 閉会</p>

麻布地区
港区立公園・児童遊園
指定管理者公募要項

令和3年4月
港 区

目 次

I 施設の概要

- 1 指定管理者制度導入の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 港区立公園・児童遊園の設置目的・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 公園
 - (2) 児童遊園
- 3 対象施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 対象施設
 - (2) 名称・所在地・面積等
 - (3) 休園日・開園時間
- 4 指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 指定管理者が行う業務

- 1 事業運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 基本事業
 - (2) 提案事業
 - (3) 自主事業
 - (4) 職員体制
 - (5) 地域との連携及びボランティアの育成
- 2 施設の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 施設の維持管理業務
 - (2) 安全・安心に関する業務
- 3 管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 関係法令の遵守
 - (2) 区が定める指針等の遵守
 - (3) 再委託の禁止
 - (4) 区と指定管理者の役割及び管理責任の分担
- 4 運営経費に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 指定管理料の支払
 - (2) 備品購入の取扱い
 - (3) 収入
 - (4) 銀行口座の開設
 - (5) 損害賠償保険
 - (6) その他

III 選定手続

- 1 公募の手続・手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 申請者の資格
 - (2) 複数の団体による共同申請
 - (3) 公募の日程
 - (4) 公募説明会及び現地見学会
 - (5) 申請手続

- (6) 計画書類の提出
- (7) 提出書類に関する留意事項
- (8) 応募に関する留意事項
- (9) 質疑の受付及び回答
- (10) 申請書類の受付
- (11) 計画書類の受付
- 2 指定管理者候補者の選考・選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (1) 指定管理者候補者の選考
 - (2) 指定管理者候補者の選定
 - (3) 基本的な選考基準
 - (4) 審査結果の通知
 - (5) 第二次審査用資料の提出

IV 決定後の手続

- 1 基本協定書・年度協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (1) 協定の締結
 - (2) 基本協定書の主な事項
 - (3) 年度協定書の主な事項
- 2 事業計画書及び収支予算書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (1) 事業計画書及び収支予算書の作成
 - (2) 事業報告書及び収支決算書の作成
- 3 業務の引継ぎ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 4 情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (1) 応募書類等
 - (2) 選考・選定過程の情報
 - (3) 指定管理業務に関する情報
- 5 モニタリング等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (1) モニタリングの実施
 - (2) 第三者評価の実施
 - (3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出
 - (4) 監査の実施
- 6 指定の取消し等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (1) 指定の取消しと業務の停止
 - (2) 事業の継続が困難となった場合の措置

麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者制度導入対象施設 一覧表・・ 28

I 施設の概要

1 指定管理者制度導入の趣旨

港区では、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や、効率的で効果的な区民サービスを提供するため、公の施設の管理を包括的に代行させる指定管理者制度を積極的に導入しています。また、公園・児童遊園（以下「公園等」という。）が持つ基本的な機能を確保した上で、公園等の活性化を図り、区民協働によるにぎわいの創出を目指して「港にぎわい公園づくり基本方針」を平成28年3月に改定しました。

港区立公園・児童遊園の管理については、地区内にある公園等のグループ化によりネットワークを形成し、一体で管理することで維持管理水準の向上と安全・安心の取組を強化し、区民に身近な公園等としての魅力を向上させることとします。民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用することで、より効率的で効果的な管理を目指します。

応募にあたっては、「港区指定管理者制度運用指針」（別紙1）に基づく区の方針を十分に認識し、また、施設の設置目的等を理解の上、本要項に基づく創意工夫のある提案を期待しています。

2 港区立公園・児童遊園の設置目的

（1）公園

公園は、「港区立公園条例」（別紙2）に基づいて、公共の福祉の増進と生活文化の向上に寄与することを目的に設置されています。

（2）児童遊園

児童遊園は、「港区立児童遊園条例」（別紙3）に基づいて、児童の健全な遊び場を提供し、児童の健康を増進させ、情操を豊かにすることを目的に設置されています。

3 対象施設の概要

（1）対象施設

「麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者制度導入対象施設一覧表」（28ページ）のとおり。

（2）名称・所在地・面積等

「麻布地区港区立公園・児童遊園概要一覧」（別紙4）のとおり。

（3）休園日・開園時間

ア 六本木三丁目児童遊園

休園日 12/29～1/3

開園時間 月～金 7：00～18：00 (1/4～4/30、10/1～12/28)

7：00～19：00 (5/1～9/30)

土日祝 10：00～18：00 (1/4～4/30、10/1～12/28)

10：00～19：00 (5/1～9/30)

イ 上記以外の施設

設定していません

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年）

II 指定管理者が行う業務

1 事業運営

(1) 基本事業

指定管理者が行う業務は、以下のとおりです。詳細については、「麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理業務基準書」(別紙5)及び「麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理業務仕様書」(別紙6)を参照してください。

ア 公園等の管理に関する業務

- (ア) 公園等施設の巡回及び点検に関すること。
- (イ) 公園等施設の維持及び修繕に関すること。
- (ウ) 公園等施設の清掃に関すること。
- (エ) 公園等の植物の管理に関すること。

イ 公園等の利用者への対応に関する業務

- (ア) 公園等施設の案内に関すること。
- (イ) 利用者や近隣住民からの意見・要望等の聴取に関すること。
- (ウ) 利用者や近隣住民からの苦情の処理及び記録に関すること。
- (エ) 公園等施設の適正利用に関する注意及び指導に関すること。

ウ 公園等の利用実態の把握に関する業務

- (ア) 利用者の満足度に関する調査・実施に関すること。
- (イ) 利用者数の調査・集計に関すること。

(2) 提案事業

「港区立公園条例」(別紙2)及び「港区立児童遊園条例」(別紙3)に定める目的を達成するため、港区立公園条例第29条及び港区立児童遊園条例第6条に基づく事業を提案してください。事業を計画する場合は、公園・児童遊園であることを十分に認識し、地域特性や利用者のニーズを把握した上で、施設の利用促進、にぎわいの創出に繋がる事業を提案してください。有栖川宮記念公園については麻布地区の拠点公園として、更なる魅力向上となる提案を行ってください。また、事業後にアンケートを行い結果を集計・分析するとともに、その後の事業に生かす取組(PDCA サイクル等)も行ってください。なお、提案事業は、事前に区と協議の上決定し、指定管理料の範囲内で実施します。

提案事業の具体的な内容は、次のア～ウに示すものを含んでください。

ア 公園等の広報活動について

公園等の魅力を発信するため、ホームページ・SNS・パンフレット・広報誌等の媒体を活用した広報活動について提案してください。

イ 子どもが遊び成長する環境づくりについて

麻布地区の公園・児童遊園を活用し、遊びを通じて子どもたちの豊かな心身の発達を支えるため、「子どものあそび場づくり20の提言(平成22年2

月)」の趣旨を理解し、公園・児童遊園の利用促進に資する事業を提案してください。

ウ 自然や緑に親しむ環境づくりについて

公園等の特性を生かした自然観察会、学習会、自然に親しむイベントなど、区民が自然に触れ合う環境づくりと生物多様性の保全と活用に役立つ事業や、公園等の植栽や区の花などを利用した植栽体験や観察会のほか園芸講座など、区民が緑を知り、育てる機会を創出し、緑に対する関心を高める事業を提案してください。

エ 子どもたちの遊び場づくりについて

港区のプレーパーク事業は、住民組織が自主的な運営により活動することを最終的な目標としています。現在、麻布地区では、有栖川宮記念公園で住民と区、指定管理者が協力して、プレーパークの模擬的な遊びを通じて、自主運営を目指して、年4回ほど体験プレーパークが開催されています。

今後も、区の事業であることを踏まえ、区のプレーパーク担当者と連携を図り体験プレーパークの実施、及び、意見交換会等を開催し、区の担当とともに参加者の意見を聞きながら、住民組織の自主運営によるプレーパークの実施に向けた提案を行い、区を支援してください。

(3) 自主事業

上記(1)(2)のほか、公園等の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲で、施設の利用促進や公園等のにぎわい創出を図るための事業を自主的に行うことができます。

なお、自主事業は、事前に区と協議の上決定し、事業に係る経費は事業者の負担とします。また、事業により収益が見込まれる場合は、その一部(原則50%以上)を利用者サービス向上やさらなる自主事業の展開のために還元するものとします。

(4) 職員体制

施設の管理運営に支障がないよう、必要な知識、技能及び経験等を有する職員を配置し、開所時間中、管理事務所には必ず職員が常駐する体制をとってください。また、自施設、もしくは、他施設での経験を有する管理責任者を1名配置してください。

なお、公の施設としての心構えを認識し、従事職員教育、接遇教育等を徹底し、利用者及び区民への接遇等が常に良好となるよう努めてください。

(5) 地域との連携及びボランティアの育成

地元町会・自治会や、その他関係団体など、地域と良好な関係を築くため、地域の行事やイベントに参加するなど、積極的に交流を図ってください。

また、地域の個人、団体、企業等によるボランティア活動を積極的に受け入れ、公園等の円滑な管理運営に寄与するよう、ボランティアの活用及び育成に努めて

ください。

2 施設の維持管理

(1) 施設の維持管理業務

指定管理者が行う維持管理に関する業務は、以下のとおりです。詳細については、「麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理業務基準書」(別紙6)及び「麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理業務仕様書」(別紙7)を参照してください。また、植栽管理は長期的な視点で業務を行い、施設管理全体においては、PDCAサイクルに基づき改善に取り組んでください。維持管理にあたっては、区と指定管理者が情報を共有し、日常的に連携を図ることとします。

ア 公園等の特性を十分理解し、指定管理者のノウハウを発揮しながら、管理を行うことで、適切な管理水準を確保してください。

イ 公園等において区民との協働を積極的に推進し、公園等の維持管理や環境保全等に寄与する活動を推進してください。

ウ 利用者の多様なニーズに応えるため、常に利用者の要望等を聴取し管理に反映してください。

エ 植栽地管理(花壇、植栽地、草地、芝生、樹木管理)については、各植物の特性に配慮した上で、適正に持続・育成するよう必要な管理を行ってください。

オ 樹木医による樹木診断(初期診断)は、令和5年度と令和8年度に、高木(樹高:3m以上)を対象に全数実施してください。また、初期診断で「危険木」と判定された樹木は即座に伐採や剪定等の緊急措置を施し、「異常あり」もしくは「異常の疑いあり」と判定された樹木は、速やかに外観診断・精密診断を実施して適切な処置を講じてください。

カ 遊具点検は、日常点検のほか「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」(国土交通省)及び「遊具の安全に関する規準 J P F A - S P - S : 2 0 1 4」(社団法人日本公園施設業協会)に基づき、専門業者による定期点検を年1回以上行ってください。

キ 施設や設備については、各施設の位置、機能、特性を十分に把握した上で、全ての施設の機能を保持し、特に、3箇所ある投球場については、夜遅くまでの利用等が課題となっているため利用ルール徹底に向けた取組を行ってください。利用者の安全かつ快適な利用を図るよう必要に応じ保守点検を実施し、適正な維持管理を行ってください。

ク 施設の維持管理に関するほか以下の業務を行ってください。

(ア) 施設・附属設備の管理及び物品等の取扱いに関する業務

(イ) 1件130万円(税込)以下の軽易な修繕及び整備

(ウ) 施設内の清掃、その他の環境整備に関する業務

(2) 安全・安心に関する業務

- ア 災害や事故の発生などの緊急時は、「港区危機管理基本マニュアル（改訂版）」（別紙7）に基づき、「緊急対応マニュアル」を作成し、利用者等の避難誘導、関係機関への通報、傷病者の医療機関への搬送の付き添い、安全確保、通報・連絡等の迅速かつ的確な対応を行ってください。
- イ 休日・夜間の連絡体制を確立してください。
- ウ 区有施設等安全点検及び点検報告（日常点検・総点検・エレベーター点検）、「港区有施設の安全管理に関する要綱」（別紙8）、「港区有施設安全管理業務実施要領」（別紙9）に基づく安全管理体制の整備、日常安全点検等を実施してください。
- エ 震災及び新型インフルエンザが発生した場合を想定し、「港区業務継続計画」に基づき、夜間等の災害その他あらゆる緊急事態、非常事態に際して、従事職員用の食料等の確保や業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えてください。なお、港区防災対策基本条例の規定に基づく、事業者の責務を負うものとします。
- オ AEDは日常的に作動点検を行い、保守管理を行ってください。
- カ 上記アからオまでを適切に遂行するために、事件・事故の際の対応を定め、職員研修の実施等を行ってください。
- キ 利用者に対する見守り、声掛け、相談などの支援を行ってください。
- ク 災害時は区の指示に基づき区民の安全確保のため協力してください。
- ケ 管理する個人情報の保護をはじめ情報セキュリティについては、本業務に従事するすべての者が「港区情報安全対策指針」（別紙10）を遵守し、漏洩の防止等の適正な管理に努めてください。
- コ 指定管理者は、区が実施する防災無線や避難所運営等の訓練に参加又は協力をしてください。
- サ 新型コロナに対応した「新しい生活様式」を踏まえて、利用者が安全に安心して公園等を利用できるよう工夫した取組を実施してください。

3 管理の基準

(1) 関係法令等の遵守

指定管理者は、下記の関係法令等を遵守し、施設の管理を行ってください。

- ア 都市公園法、同施行令、同施行規則
- イ 港区立公園条例、同施行規則
- ウ 港区立児童遊園条例、同施行規則
- エ 港区移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める規則
- オ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び関係法令
- カ 施設維持、設備保守点検に関する法規（建築基準法、水道法、消防法、電気事業法、ガス事業法等）

- キ 地方自治法
- ク 労働関係法（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）
- ケ 港区個人情報保護条例及び施行規則
- コ 港区情報公開条例及び施行規則
- サ 港区環境基本条例
- シ 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則
- ス 港区有施設の安全管理に関する要綱
- セ 港区防災対策基本条例
- ソ 港区暴力団排除条例
- タ 障害者の雇用の促進等に関する法律
- チ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ツ その他施設の管理業務及び各種事業実施に関わる各種法令・条例等

（２）区が定める指針等の遵守

下記の主な指針等を十分認識の上、積極的に区と連携してください。

- ア 港区指定管理者制度運用指針
- イ 港区情報安全対策指針
- ウ 港区環境率先実行計画及び港区環境マネジメントシステムハンドブック
- エ 港区区有施設受動喫煙防止対策基本方針
- オ 港区行政情報多言語化ガイドライン
- カ （社）港区シルバー人材センター及び区内障害者授産施設等への優先発注
- キ 区内中小事業者への優先発注
- ク 港区の契約における暴力団等排除措置要綱
- ケ 港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱
- コ 港区職員接遇マニュアル「あったかマナーみなど」
- サ 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱
- シ 港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱

（３）再委託の禁止

指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。

ただし、清掃・警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務等については、区の事前承認を得た場合に限り、再委託ができます。

また、公園等の維持管理の現状を踏まえて、園路や広場の日常清掃及び門扉の開閉については、区内中小事業者、高齢者、障害者への雇用確保に向けて、区が定める指針等を十分認識し積極的に区と連携してください。

（４）区と指定管理者の役割及び管理責任の分担

- ア 役割分担（◎：主体的な役割 ○：補助・助言・指導する役割）

項 目	区	指定管理者
公園・児童遊園設置者としての責務	◎	-
公園・児童遊園の管理運営	○ 条例・規則事項	◎
施設の管理(設備、物品の管理)	○	◎
施設の占用・行為許可	◎	-
苦情対応	○	◎
緊急時の対応(事件・事故等)	◎(※)	◎(※)
施設の安全対策 (安全点検・整備・改修等)	◎(※)	◎(※)
広報・PR	○	◎
事業運営	○	◎

(※) 設置者としての責任は港区にあり、管理責任は指定管理者にあることを示します。

イ 管理責任の分担

○：主たる分担者

項 目	内 容	管理責任分担	
		区	指定管理者
1 法令等の変更	(1) 指定管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	(2) 上記以外の指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
2 税制の変更	(1) 指定管理業務に影響を及ぼす税制の変更 ^{※1}	○	
	(2) 上記以外の一般的な税制の変更 ^{※2}		○
3 物価変動	(1) 指定期間中の物品費、人件費等物価変動に伴う経費の増加		○
4 金利変動	(1) 指定期間中の金利変動に伴う経費の増加		○
5 書類	(1) 区が作成した書類に起因する事項	○	
	(2) 指定管理者が作成した書類に起因する事項		○
	(3) 両者記名捺印した協定書に起因する事項	相互で協議	
6 指定管理者の指定	(1) 区の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合	○	
	(2) 指定管理者候補者の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合		○
7 指定管理業務の変更及び経費の変動	(1) 区の事由による指定管理業務の変更に伴う経費の増加	○	
	(2) 上記以外の事由による指定管理業務の変更及び経費の増加		○
8 住民対応	(1) 地域との協調		○
	(2) 指定管理業務及び自主事業の内容に対する住民からの苦情、要望等		○
	(3) 上記以外の区政全般への苦情、要望等	○	
9 環境問題	(1) 施設又は用地からの有害物質等の発生	○	
	(2) 指定管理業務及び自主事業に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、光、臭気等に関するもの		○

10	不可抗力	(1)	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の区又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧	○	
		(2)	不可抗力によるもので、指定管理者の対応の遅れ、施設管理の不備等による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧		○
11	施設の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	施設の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	
		(3)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件130万円（税込）を超えるもの）	○	
		(4)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件130万円（税込）以下のもの）		○
12	備品（1種）の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの	○	
13	施設等の保守点検	(1)	区の事由による保守点検の増加	○	
		(2)	指定管理者の責め及び保守点検の不備による保守点検の増加		○
14	第三者への賠償	(1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害		○
		(2)	上記以外の事由により第三者に生じた損害	○	
15	セキュリティ	(1)	指定管理者の警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
		(2)	上記以外の事由による情報漏えい、犯罪発生等	○	
16	使用料等の管理	(1)	施設利用者から徴収又は収納した使用料、区から予め交付した還付のための使用料、事業に伴う金銭の盗難・紛失		○
17	指定期間の終了	(1)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。）における区又は区が指定するものに対する業務の引継ぎに要する費用		○
		(2)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。）における原状復帰に要する費用		○

- （備考） ※1 消費税率の変更を想定した規定です。
※2 収益関係税、外形標準課税など指定管理者自身に影響を及ぼす税制の変更を想定した規定です。

4 運営経費に関する事項

(1) 指定管理料の支払

指定管理料の額は、提案のあった経費を上限とし、区の予算の範囲内で支払うものとし、支払方法、支払時期については、基本協定書・年度協定書で定めます。

受託経費見積書は、区が定める次の6つの経費区分に従って作成してください。

なお、区の会計事務と同様、原則、経費区分間の流用はできないものとし、やむを得ない理由で流用する際は、区と協議の上決定するものとし、

ア 職員人件費

施設に勤務する職員等（管理体制に記載した職員等）にかかる人件費

※事業計画に基づく施設職員の確実な配置及び当該職員の人件費を保障する観点や、指定管理者の経営努力による経費節減が見込まれないことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

※人件費の積算にあたっては、職員（再委託した業務に従事する職員を含みます。）の最低賃金水準額を遵守してください。最低賃金水準額は、「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱」により定めた金額と同額です。令和3年度は（一般事務・時給額）1,100円です。（金額は毎年度見直します。）

イ 光熱水費

施設の維持管理に必要な電気料金、ガス料金、水道料金

※光熱水費（電気、ガス、水道代）については、予算額と実績額の間乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

ウ 修繕費

施設の修繕に必要な経費

※指定管理者が作成した修繕計画に基づき区が優先順位を設定し、1件130万円以下の軽易な修繕及び整備費用（併設施設部分を含む。）については、指定管理料に含めます。

※1件130万円（税込）を超える修繕は、指定管理料とは別に区が実施しますので受託経費見積には含めないでください。

※予算額と実績額の間乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

エ 事業運営費

施設で実施する各種事業に必要な経費

※再委託による予定金額と決定金額の差額及び実績が見込みを下回ったことにより発生した執行残額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

オ 施設管理経費

施設の維持管理に必要な保守・検査業務、清掃業務、警備業務、廃棄物処理等にかかる経費

※再委託による予定金額と決定金額の差額及び実績が見込みを下回ったことにより発生した執行残額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

カ その他経費

上記のいずれにも該当しない経費

本社が労務管理などの業務を一括して行うために施設（事業所）が負担する経費、施設を本社などが支援するために必要な経費、民間企業等の利益など。

「その他経費」における本部経費の内訳について	
事務管理経費	本社(本部)等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等
運営費	本社(本部)等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等
租税公課	

※経費の計上にあたっては、本社が担う役割や業務内容、利益の算定方法など積算根拠を明らかにする資料を必ず添付してください。

(2) 備品購入の取扱い

1点予定価格5万円（税込）を超える備品については、区が必要と認めた場合に限り、区が購入し、無償で貸与します。備品の管理は指定管理者の責務とします。

(3) 収入

港区立公園・児童遊園の利用料は、無料です。管理運営業務は、原則として区からの指定管理料で措置します。

なお、事業実施に要する経費のうち、参加者個人に直接かかる経費（材料費など）は区の考え方に基づいて徴収できます。その他については、区と指定管理者が協議の上決定します。

(4) 銀行口座の開設

本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、本業務に固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図るものとします。

(5) 損害賠償保険

施設運営にあたり、指定管理者が業務を行うにあたって施設に損害が生じた場

合に対応する「施設賠償責任保険」と施設利用者等に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するための「第三者賠償保険」に必ず加入します。指定管理者が加入すべき保険の基準は、「特別区自治体総合賠償責任保険制度」で定める金額とします。

(6) その他

その他、本要項に定めのない事項については、区と指定管理者が協議の上決定し、協定書により定めます。

Ⅲ 選定手続

1 公募の手続・手順

(1) 申請者の資格

地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体で、次のアからカの全てに該当する者。

ア 公園等施設の運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理が図れる者。

イ 指定期間中、事業の管理を安定して行う物的能力、人的能力を有している者。

ウ 港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第180条の5第1項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっていない法人や、その他の団体。また、区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものを可とします。

エ 公園等の維持管理、及びこれらに類する業務を行なっている事業者であること。

オ 本店、支店、事業所等のいずれかが、東京都特別区内にある法人又はその他の団体であること。

カ 団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の5第1項（同項を準用する場合を含む。）の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者

(イ) 法律行為を行う能力を有しない者

(ウ) 破産法に基づく破産手続開始の申立てをしている者

(エ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしている者

(オ) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者

(カ) 国税又は地方税を滞納している者

(キ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し（法人格の変更等に伴う指定の取消しを除く。）を受けてから2年間に経過していない者

(ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体

(2) 複数の団体による共同申請

ア 複数の団体で共同事業体（以下「グループ」という。）を結成し、グループとして申請することも可能です。その場合は、申請時にグループを結成し、適切な名称を設定の上、代表団体（他の団体は構成団体とします。）を定めてください。

グループ内のすべての団体が上記（１）申請者の資格（エを除く）に該当することが必要です。

イ 共同事業体で、法人等を設立する場合は、指定管理者の指定の議決までに、法人登記事項証明書又はそれに代わる書類等を提出してください。

ウ 当該グループの代表団体及び構成団体は、別のグループ又は単独により申請することはできません。

エ 代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、区が業務遂行上の支障がないと判断した場合に限り、変更できるものとします。

（３）公募の日程

公募要項発表	令和３年	４月１３日（火）
公募説明会及び現地見学会	令和３年	４月１９日（月）
質疑受付	令和３年	４月１３日（火）から 令和３年 ４月２２日（木）まで
質疑回答	令和３年	５月１０日（月）
申請書類の受付	令和３年	５月１１日（火）から 令和３年 ５月２１日（金）まで
計画書類の受付	令和３年	５月１１日（火）から 令和３年 ５月３１日（月）まで
第一次審査（書類審査）	令和３年	６月２１日（月）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和３年	７月５日（月）
指定管理者候補者選定	令和３年	７月下旬予定
指定管理者の指定	令和３年	１０月下旬予定

（４）公募説明会及び現地見学会

ア 公募説明会

（ア）日時 令和３年４月１９日（月） 午前９時～９時５０分

（イ）場所 芝浦港南地区総合支所

（港区芝浦一丁目１６番１号 まちづくり課窓口にお越しください）

イ 現地見学会

（ア）日時 令和３年４月１９日（月）午後２時３０分～３時１５分

（イ）場所 港区立有栖川宮記念公園管理事務所前（南麻布五丁目７番２９号）

ウ 参加申込

巻末にある申込書を令和３年４月１６日（金）午後５時までに、電子メールで送付してください。（会場の都合上、１社２名まででお願いします。）

送付先：minatoll5@city.minato.tokyo.jp

送信確認のため、送信後必ず電話にて到達確認をお願いします

連絡先：03-5114-8803 港区麻布地区総合支所まちづくり課土木担当

(5) 申請手続

応募を希望する事業者は、以下の書類を提出してください。

提出書類		様式	部数		
			正本	副本①	副本②
①	指定管理者指定申請書	—	1部	—	—
	<<共同事業体の場合>> [A]共同事業体構成書	様式A	1部	1部	10部
	[B]共同事業体協定書兼委任状	様式B	1部	—	—
	[C]宣誓書	様式C	1部	—	—
	[D]安定運営の取組	様式D	1部	1部	10部
②	宣誓書	様式1	1部	—	—
③	定款、寄附行為又はこれに類するもの（最新のもの）	—	1部	3部	—
④	法人の登記事項証明書（全部事項証明書） （申請日前3か月以内に発行されたもの）	—	1部	3部	—
⑤	印鑑証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）	—	1部	3部	—
⑥	預金残高証明書（最新の決算期末日現在のもの）	—	1部	3部	—
⑦	事業者の概要				
	<<公益法人の場合>> ア 法人（団体）等の概要 ・事業経歴、役員（理事・評議員）名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率 等 イ 決算書類（直近の決算期3期分） ・収支計算書（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、計算書類に対する注記） ウ 事業報告書（直近の決算期3期分） エ 収支予算書（今年度に係るもの） オ 事業計画書（今年度に係るもの） カ 監事の監査報告書	様式2 様式自由 様式自由 様式自由 様式自由 様式自由 様式自由	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	10部 3部 3部 3部 3部 3部 3部
	<<NPO法人の場合>> ア 法人（団体）等の概要 ・事業経歴、役員名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率 等 イ 決算書類（直近の決算期3期分） ・収支計算書（収支計算書、貸借対照表、財産目録） ウ 事業報告書（直近の決算期3期分） エ 監事の監査報告書 ※上記のイ～エについては、特定非営利活動促進法及び内閣府令に基づくものを提出してください。	様式2 様式自由 様式自由 様式自由	1部 1部 1部 1部	1部 1部 1部 1部	10部 3部 3部 3部

	施設運営に関する実績一覧（任意）	様式 5-2	1 部	1 部	1 0 部
	施設管理に関する実績一覧（任意）	様式 5-3	1 部	1 部	1 0 部
⑫	情報セキュリティ確認チェックシート	様式 6	1 部	1 部	1 0 部
⑬	労働環境チェックシート	様式 7	1 部	1 部	1 0 部
⑭	会社案内などのパンフレット	様式自由	1 部	1 部	1 0 部

(6) 計画書類の提出

申請者は、以下の計画書類を提出してください。

No.	提出書類	参考様式	提出部数		
			正本	副本①	副本②
法人等の団体に関する書類					
①	計画書類等提出書	様式 8	1 部	1 部	1 0 部
②	資金・収支計画書 （令和4年度から令和8年度まで） ※各年度における受託経費の増減理由も記載してください ※「その他経費」は、一括計上は不可です。本部経費については必ず内訳を記載してください。 「その他経費」における本部経費の内訳について 事務管理経費 本社(本部)等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等 運営費 本社(本部)等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等 租税公課	様式 9	1 部	1 部	1 0 部
③	給与・報酬・賃金等に関する規程（最新のもの） （※人件費の積算内訳）	様式自由	1 部	1 部	1 0 部
管理計画に関する書類					
④	施設運営に関する基本的な考え方	様式 10	1 部	1 部	1 0 部
⑤	施設長予定者の勤務した実績を記載した書類	様式 11	1 部	1 部	1 0 部
⑥	ア 管理体制（職員体制・勤務体系の考え方）	様式 12	1 部	1 部	1 0 部
	イ 職員配置表 ※港区が定める「指定管理者施設雇用区分確認表」に基づき作成	様式 13			
	ウ 職員ローテーション表 （雇用区分別 ①月～金 ②土 ③日祝）	様式 14			
⑦	職員の確保・育成に対する考え方	様式 15	1 部	1 部	1 0 部

⑧	複数の公園等を効率的で効果的に管理するための考え方と取組	様式 16	1 部	1 部	1 0 部
⑨	ア 植物の管理及び点検の考え方と具体的な取組 イ 施設の管理及び点検の考え方と具体的な取組 ウ 維持管理の質を向上させるための具体的な取組 エ 指定管理業務における安全対策についての考え方	様式 17-1 ~17-4	1 部	1 部	1 0 部
⑩	ア 顧客満足度（CS）への具体的な取組 イ 質の高いサービスの提供と、サービス水準の向上に向けての具体的な取組 ウ 利用者からの苦情、意見への対応と管理業務への反映方法について	様式 18-1 ~18-3	1 部	1 部	1 0 部
⑪	個人情報保護に関する考え方と具体的な取組	様式 19	1 部	1 部	1 0 部
⑫	環境に配慮した施設運営に関する考え方と具体的な取組	様式 20	1 部	1 部	1 0 部
⑬	不法行為等への対応に関する体制	様式 21	1 部	1 部	1 0 部
⑭	区内中小事業者の活用及び高齢者・障害者等の区民雇用の促進に関する考え方と具体的な取組	様式 22	1 部	1 部	1 0 部
⑮	再委託を予定している業務 ①委託内容 ②委託を行う理由 ③委託予定金額 ④委託予定先及び選定理由（委託先の条件は、港区の入札参加資格があること、港区における暴力団等の排除措置を受けていないことです。また、区内中小企業やシルバー人材センターなどを積極的に活用してください。）	様式 23	1 部	1 部	1 0 部
⑯	受託経費見積書 ※各内訳を示し、積算根拠を明らかにする資料を添付してください。 ※「その他経費」は、一括計上は不可です。本部経費については必ず内訳を記載してください。 「その他経費」における本部経費の内訳について 事務管理経費 本社(本部)等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等 運営費 本社(本部)等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等 租税公課	様式 24	1 部	1 部	1 0 部
事業運営に関する書類					

⑰	提案事業計画	様式 25-1 ~25-4	1 部	1 部	1 0 部
	ア 公園等の広報活動についての具体的な取組				
	イ 子どもが遊び成長できる環境づくりについての具体的な取組				
	ウ 自然に親しむ環境づくりについての具体的な取組				
⑱	自主事業計画	様式 26	1 部	1 部	1 0 部
⑲	地域との連携やボランティアの活用及び育成についての考え方	様式 27	1 部	1 部	1 0 部
安全対策・危機管理に関する書類					
⑳	ア 安全で快適に利用できる公園及び児童遊園づくりの考え方	様式 28-1~ 28-5	1 部	1 部	1 0 部
	イ 「新しい生活様式」を踏まえて利用者に安全に安心して利用してもらうための取組				
	ウ 施設等に起因する事故を未然に防止するための取組				
	エ 園内で事故や被害が発生した場合の対応について				
	オ 災害等の発生時における態勢と行動計画について (地震、風水害、台風等)				

(7) 提出書類に関する留意事項

- ア 申請書類、計画書類提出後の内容変更は、提出締切日まで受け付けます。
- イ 上記のほか、区が必要とする書類の提出を求めることや、ヒアリングを実施する場合があります。
- ウ 申請書類等の著作権は、作成した団体に帰属します。ただし、提出された応募書類は返却できません。区の責任において一定期間保管後、廃棄します。
- エ 書類は、A4判で作成してください。
- オ 副本②については、法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキング（黒塗り）の上、提出してください。
- カ 上記のほか、電子媒体（CD-R等）に正本及び副本①を入力したものを1部提出してください。
- キ 区は、指定管理者の選考結果及び提案内容等を公表する場合、その他区が必要と認めるときは、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。ただし、公開することにより応募者に明らかに不利益を与えると認められる書類については公表しません。
- ク 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(8) 応募に関する留意事項

- ア 選考委員会委員等との接触について

公募要項の公表日以降、公募説明会等、区が提供する機会を除き本件提案に関して、選考委員、区職員等への接触は禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

イ 応募の辞退について

応募書類を提出した後、辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。

ウ 費用の負担について

提案や指定後の協議に対しての参加報酬・交通費及び受託のための準備等に係る経費は、応募者の負担とします。

エ グループによる応募の構成団体の変更について

グループによる応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

(9) 質疑の受付及び回答

ア 質問書の受付

巻末にある質問書に必要事項を記入し、下記の提出先にメールで送信してください。（送信未達を防ぐため、送信後に電話にて連絡をお願いします。）これ以外での方法（持参、郵送、電話、口頭等）又は、期間を過ぎたものは受け付けません。

(ア) 質疑受付期間 令和3年4月13日（火）～
令和3年4月22日（木）（必着）
平日の午前9時から午後5時まで

(イ) 提出先 港区麻布地区総合支所まちづくり課土木担当
E-mail : minatoll15@city.minato.tokyo.jp
TEL 03(5114)8803

イ 質問回答

令和3年5月10日（月）を目途に、全ての質疑に対する回答書をメールで送信します。港区ホームページでも公表します。なお、回答の際は、質問をした団体名は公表しません。

この回答書は、本要項と同様の効力を有します。なお、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの）によっては、回答しないことがあります。

(10) 申請書類の受付

申請を希望する法人又は団体は、次により申請してください。

区にこれらの書類を提出した事業者を申請者とします。

ア 提出期間 令和3年5月11日（火）から5月21日（金）まで
平日の午前9時から午後5時まで

※申請書類は郵送または来所にて受け付けます。

※郵送の場合、締切日までに必着とします。(郵便事故等であっても、締切日までに届いていない場合は、受付できません。到達確認の可能な方法で送付するか、以下提出先まで電話にて到達確認を行うなど、締切日までに確実に届く方法で送付してください。)

※持参の場合、提出に際しては、事前に以下連絡先に連絡の上、指定された日時に来所願います。

※申請書類提出後の計画内容の変更は、提出期限まで受け付けます。

イ 提出書類 Ⅲの1の(5)に掲げる①～⑭の書類

ウ 提出先 港区六本木五丁目16番45号

港区麻布地区総合支所まちづくり課土木担当

TEL 03(5114)8803

(11) 計画書類の受付

申請書類を提出した法人又は団体は、次により計画書類を提出してください。

ア 提出期間 令和3年5月11日(火)から5月31日(月)まで

平日の午前9時から午後5時まで

※計画書類は郵送または来所にて受け付けます。

※郵送の場合、締切日までに必着とします。(郵便事故等であっても、締切日までに届いていない場合は、受付できません。到達確認の可能な方法で送付するか、以下提出先まで電話にて到達確認を行うなど、締切日までに確実に届く方法で送付してください。)

※持参の場合、提出に際しては、事前に以下連絡先に連絡の上、指定された日時に来所願います。

※計画書類提出後の内容の変更は、提出期限まで受け付けます。

イ 提出書類 Ⅲの1の(6)に掲げる①～⑳の書類

ウ 提出先 港区六本木五丁目16番45号

港区麻布地区総合支所まちづくり課土木担当

TEL 03(5114)8803

2 指定管理者候補者の選考・選定

(1) 指定管理者候補者の選考

ア 指定管理者候補者は、「麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考委員会(以下、選考委員会という)」において選考します。

イ 審査方法は、応募者から提出された書類による第一次審査と、第一次審査通過者に対するプレゼンテーション等を含めた第二次審査を予定しています。

ウ 審査の過程において、選考委員による事業所の視察を行うこともあります。

エ 審査の結果、ふさわしい候補者がいない場合、選考しない場合があります。

オ 指定管理者候補者として選考された事業者は、辞退することはできません。

(2) 指定管理者候補者の選定

- ア 選考委員会が選考した指定管理者候補者について、全庁的な視点から港区指定管理者選定委員会で審議した上で、区として指定管理者候補者を選定します。
- イ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった応募者のうちから新たに候補者を選定することがあります。
- ウ 指定管理者の指定は、港区議会での議決を経て行います。

(3) 基本的な選考基準

- ア 安定的な経営基盤を有していること
(公認会計士による財務状況分析を実施します。)
- イ 管理計画について
 - (ア) 施設運営に関する基本的な考え方
 - (イ) 類似施設の管理運営実績
 - (ウ) 管理責任者(予定者)の経歴
 - (エ) 適切な職員体制・勤務体系となっているか
 - (オ) 職員の確保・育成についての考え方
 - (カ) 複数の公園等を効率的で効果的に管理するための考え方と具体的な取組
 - (キ) 植物の管理及び点検の考え方と具体的な取組
 - (ク) 施設の管理及び点検の考え方と具体的な取組
 - (ケ) 維持管理の質を向上させるための具体的な取組
 - (コ) 指定管理業務における安全対策に関する考え方
 - (サ) 利用者の満足度及びサービス水準の向上に向けた取組
 - (シ) 利用者からの苦情、意見への対応と管理業務への反映方法について
 - (ス) 法令等を遵守した個人情報等の保護に関する考え方と具体的な取組
 - (セ) 環境に配慮した施設運営の取組
 - (ソ) 不法行為等への対応に関する体制
 - (タ) 区内中小事業者の活用及び高齢者・障害者等の区民雇用の促進に向けた考え方
 - (チ) 再委託を予定している業務について
 - (ツ) 受託経費見積書
- ウ 事業運営について
 - (ア) 提案事業計画
 - ①公園等の広報活動についての具体的な取組
 - ②子どもが遊び成長できる環境づくりについての具体的な取組
 - ③自然に親しむ環境づくりについての具体的な取組
 - ④有栖川宮記念公園について、麻布地区の拠点公園として、更なる魅力向上となる具体的な取組、また、事業後にアンケートを行い、結果を集計・分析するとともに、その後の事業に生かす具体的な取組(PDCA サイクル等)
 - (イ) 自主事業計画

(ウ) 地域との連携やボランティアの活用及び育成についての考え方

エ 安全対策・危機管理について

(ア) 安全で快適に利用できる公園及び児童遊園づくりに向けた具体的な取組

(イ) 「新しい生活様式」を踏まえて利用者に安全に安心して公園を利用しても
らうための取組

(ウ) 施設等に起因する事故を未然に防止するための取組

(エ) 園内で事故や被害が発生した場合の対応についての考え方

(オ) 災害等の発生時における態勢と行動計画について

(4) 審査結果の通知

審査結果は、第一次審査、第二次審査ともに応募者全員に文書で通知します。

(5) 第二次審査用資料の提出

第一次審査通過者は、第二次審査におけるプレゼンテーション用資料の提出を求め
る場合があります。詳細は、第一次審査通過者に連絡します。

IV 決定後の手続

1 基本協定書・年度協定書

(1) 協定の締結

区議会の議決を経た後、指定管理者として指定し、区は指定管理者と協定を締結します。

締結する協定書は、指定期間を通じた包括的な施設の管理に関する基本的事項を規定する基本協定書と、年度ごとの管理業務や指定管理料に関する事項を規定する年度協定書の2種類あります。

(2) 基本協定書の主な事項

- ア 指定期間
- イ 業務の範囲
- ウ 施設の運営
- エ 施設の維持管理
- オ 区が支払うべき経費
- カ 保険の加入
- キ 自主事業
- ク 区と指定管理者の役割分担
- ケ 業務の再委託
- コ 事業計画書、事業報告書等の提出
- サ 業務の引継ぎ
- シ 利用者アンケート実施
- ス モニタリング
- セ 第三者評価
- ソ 緊急時の対応
- タ 環境への配慮
- チ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護及び関係書類の整理・保管
- ツ 情報セキュリティ
- テ 指定の取消し及び管理業務の停止
- ト 損害賠償
- ナ 権利義務の譲渡の禁止
- ニ 目的外使用の禁止
- ヌ 施設・設備等の原状回復
- ネ 区と指定管理者の管理責任の分担
- ノ その他区長が必要と認める事項

(3) 年度協定書の主な事項

- ア 目的
- イ 協定の期間
- ウ 指定管理料の額
- エ 指定管理料の支払
- オ 指定管理料の清算
- カ 協議

2 事業計画書及び収支予算書の作成

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

年間の事業計画書及び収入・支出の概算予定書の提出等

(2) 事業報告書及び収支決算書の作成

区が指示する事業報告書の提出（毎月の施設利用実績、施設の維持管理業務の実績等）、収支決算書の提出等

3 業務の引継ぎ等

指定管理者は、指定期間の開始前に準備業務を行うものとし、特に利用者にとって円滑に新たな指定管理者への移行を実現するため、区や関係機関と指定管理者による移行準備を実施してください。指定管理者が変更となる場合には、新たな指定管理者は、事業者が交替することにより、利用者に不安や影響を与えないよう、入念な引継ぎに努めてください。

また、指定期間終了時又は指定の取消しによって管理業務が終了する際は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎ業務を実施してください。

※労働環境確保策の一環としての雇用継続の要請について

新たに指定管理者となる事業者は、当該指定管理の協定締結前から当該業務に従事していた職員のうち希望する労働者について、新たに指定管理の協定を締結する事業者による継続雇用をお願いします。

引継ぎ等にかかる経費は、区が経費を負担する引継ぎ項目を除き、新たな指定管理者が負担します。

4 情報の公表

(1) 応募書類等

公募時に提出された書類は、理由を問わず返却しません。申請書類、計画書類等の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、区は公表等する場合には、申請書類、計画書類等の内容を無償で使用できるものとします。

なお、申請書類、計画書類等は、港区情報公開条例の規定に基づき、公開請求の対象になります。

(2) 選考・選定過程の情報

指定管理者候補者の選考・選定過程に関する情報（応募書類、選考委員会の報告書、公募時の質問項目、選定委員会の選定調書、選考委員会の会議録・選定委員会の会議録等）は、原則公表します。なお、事業者名については、決定事業者のみ公表の対象とします。

(3) 指定管理業務に関する情報

基本協定書、年度協定書、事業計画書等の事業運営に係る書類、第三者評価及び労働環境モニタリングの結果等、指定管理業務に関する情報は原則公表します。

5 モニタリング等の実施

(1) モニタリングの実施

指定管理者は、毎月の業務実績等の報告書を定められた期日までに提出し、区へ報告します。区は報告に基づき施設の運営状況等を確認します。また、指定管理者に対する月次モニタリングとして、チェックシート等を活用し、施設の運営状況等の把握に努めます。

また、指定管理者は、施設利用上の問題等の解決策を検討し、業務を円滑に実施するため、必要に応じて、情報交換や業務の調整を図る場を設けます。

このほか、指定管理者は、利用者懇談会などを開催し（おおむね1年に1回程度、意見箱の設置等による利用者等の意見・要望の聴取等、利用者ニーズの把握を行います。

区が行うモニタリングは、月次モニタリング及び年度終了時モニタリング等があり、モニタリングの結果は、指定管理施設検証シートとして取りまとめ、ホームページで公表します。

(2) 第三者評価の実施

区は、指定管理者に対し、指定期間の中間年に1回、第三者評価機関又はこれに類するものによる評価の受審を義務付け、その結果を業務運営の改善指導に活用します。第三者評価機関との契約は区が行います。

(3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出

区は、公の施設として利用者の安全・安心の確保をはじめ、区民・利用者サービス維持・向上の観点から、指定期間の2年目に社会保険労務士による労働環境モニ

タリングを実施します。社会保険労務士との契約は区が行います。

また、施設で勤務する職員（業務の一部を第三者へ再委託をする場合に施設で勤務する職員についても含みます。）に支給される賃金について、最低賃金水準額を満たしているか確認をするため、職種ごとに最も低額の賃金の支給を受けている職員に関する賃金状況給付シートの提出が必要となります。

（４）監査の実施

ア 地方自治法第199条第7項の規定により、区長又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理業務に係る出納関連の事務について、監査を行うことがあります。

イ 港区では、公正性、透明性をより一層確保するため、平成13年度から外部監査人（公認会計士や弁護士等）による包括外部監査を実施しています。公の施設の管理に関する業務に関し、包括外部監査の対象となる場合があります。

6 指定の取消し等

（１）指定の取消しと業務の停止

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定の取消し又は業務の停止を命じることがあります。その場合において、指定管理者に損害が生じても、区はその賠償の責めを負いません。

ア 指定管理者がⅢの1の（1）に該当しなくなったとき。

イ 区が行う施設への実地調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

ウ 実地調査の結果に基づく区の指示に、正当な理由なく従わないとき。

エ 経営状況が悪化し、管理を継続することが著しく困難となったとき。

オ 協定に違反したとき。

カ 応募書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

キ 違法行為や非行行為に関与するなど、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上不相当と判断されるとき。

ク その他指定管理者の責めに帰すべき事由で、事業の継続が困難になったとき。

ケ 指定管理者から協定解除の申出があり、その理由を合理的なものと認めたとき。

コ 不可抗力の事由により、業務の継続が困難になったとき。

（２）事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業の継続が困難となり、指定が取り消される場合でも、次の指定管理者が円滑にかつ支障なく施設の管理業務を遂行できるよう、適切な引継ぎを行わなければなりません。

イ 不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、管理継続の可否について協議することとします。

麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者制度導入対象施設 一覧表

	公園名称	種 別	指定期間
1	狸穴公園	公園	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日 (5年)
2	本村公園	公園	
3	有栖川宮記念公園	公園	
4	筭公園	公園	
5	三河台公園	公園	
6	さくら坂公園	公園	
7	六本木西公園	公園	
8	飯倉公園	公園	
9	網代公園	公園	
10	新広尾公園	公園	
11	絶江児童遊園	児童遊園	
12	南麻布一丁目児童遊園	児童遊園	
13	南麻布新堀児童遊園	児童遊園	
14	宮村児童遊園	児童遊園	
15	古川橋児童遊園	児童遊園	
16	広尾児童遊園	児童遊園	
17	六本木三丁目児童遊園	児童遊園	
18	筭児童遊園	児童遊園	
19	西麻布二丁目児童遊園	児童遊園	
20	中ノ橋児童遊園	児童遊園	
21	飯倉雁木坂児童遊園	児童遊園	
22	東麻布児童遊園	児童遊園	
麻布地区 計22施設 (公園10、児童遊園12)	指定管理	(新規)	0
	指定管理	(更新)	22

問合せ先

〒106-8515
 港区六本木五丁目16番45号
 港区 麻布地区総合支所 まちづくり課 土木担当
 TEL:03-5114-8803